

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和4年12月9日(金曜日)
午前11時25分～午後0時39分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長
 西 田 良 平 建 設 農 林 部 長 市 村 祥 二 建 設 農 林 部 次 長
 沓 野 純 枝 市 民 課 長 池 田 正 義 福 祉 課 長
 中 村 壽 志 建 設 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前11時25分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、9時から11時まで、本日、議案として上がっております104号から106号までの市道の廃止、認定、変更、併せて107号にあります二級河川の指定の変更を協議するために現地調査に行っておりまして、大変お疲れさまでございました。後ほど、執行部のほうから、この関連説明がありましようが、ひとまず、本日の次第に沿って進めたいと思いますので、御協力よろしくお願いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案11件を審査いたしますので、御協力をよろしくお願いたします。

議長、報告等ございましたらお願いたします。

○議長（竹岡昌治君） ございません。

○委員長（杉山武志君） それでは初めに、議案第90号美祢市営住宅条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第90号美祢市営住宅条例等の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、国の通知等に基づき、連帯保証人規定の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

このたびの改正点は3点ございます。

まず、1点目の改正は、連帯保証人規定の見直しであります。議案書の2ページ、美祢市営住宅条例新旧対照表の第12条を御覧ください。

国の方針といたしまして、平成30年3月30日付、公営住宅への入居に際しての取扱いについての通知によりますと、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために、公営住宅に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきと考えられます。

このことから、本市におきましても、連帯保証人規定の在り方について、「連帯保証人」を廃止し、代わりに、「身元引受人」に改正するものであります。

この身元引受人の方には、入居者が死亡、行方不明等の事故があった場合に、入居者に代わり、退去等の手続及び入居世帯が入院等になった場合の連絡調整等をお

願いすることとなります。

なお、後ほど改めて説明させていただきますが、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅においても同様の改正を行うものであります。

次に、2点目の改正であります。

老朽化している市営住宅について、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、秋芳町の随徳団地2戸及び上瀬戸団地2戸を解体するため、美祢市営住宅条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、中段の別表第1を御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、市営住宅の解体戸数は、随徳団地、上瀬戸団地それぞれ2戸ずつの合計4戸となります。

これに伴いまして、美祢市営住宅条例別表第1に規定する各団地の戸数を、随徳団地の昭和28年度建設分を「11戸」から「9戸」に、上瀬戸団地の昭和36年度建設分を「6戸」から「4戸」に変更します。

次に、3点目の改正でございます。

解体済みの団地の住宅使用料の欄を削除するものであります。

内容につきましては、下段の別表第2を御覧ください。

上領第2団地につきましては、令和2年度に全戸解体を行っておりますので、美祢市営住宅条例別表第2に規定する「上領第2団地」に係る規定、月額家賃等について削除いたします。

次のページをお開きください。

美祢市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表の第11条を御覧ください。

特定公共賃貸住宅についても、市営住宅同様、「連帯保証人」を「身元引受人」に改正するものであります。

次のページをお開きください。

美祢市定住促進住宅条例新旧対照表の第7条を御覧ください。

定住促進住宅についても、市営住宅同様、「連帯保証人」を「身元引受人」に改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 1点質問させていただきます。

今まで連帯保証人が身元引受人ということになるということですが、連帯保証の場合には、例えば、その人が家賃を滞納したとかいうふうなときには、債務についても代わって保証ということが出来ますけども、身元引受人の場合は、例えばそういうふうに債務、家賃を払わなかったとか、そういうことについては、責任がどこまであるんでしょうか。その辺、市としてはどういうふうに行われているか、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

藤井委員の言われますように連帯保証人というところは、保証人に滞納があった場合に、その金銭について保証していただく方でございます。

このたびは、身元引受人ということで、この保証については、身元引受人につきましては、先ほども御説明いたしましたが、そういう責務はなく退去の手續、あるいは連絡調整等をするための方ということになります。

そうした場合、滞納されたときの処理といいますか、どうするのかといったところだと思いますが、家賃の滞納が生じた場合には、入居者に対する家賃の支払いの督促等の措置を早期に講じるとともに、民生部局とも連携して、収入等の状況や入居者の個々の事情を十分把握し、入居者の置かれている状況に応じて、個別に具体的に、家賃の滞納指導、臨戸訪問等を行うなど適正な家賃徴収を行ってまいりたいと考えております。

今言ったように、今も現在も月々、うちの職員で、滞納整理も行っております。そういった状況を今後も続けながら、より滞納がないような措置を行っていきたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 国が連帯保証人から身元引受人と、要するに連帯保証人というのは民法上でも、いわゆるもう本人と代わってというか、本人と同等の責任があるというふうな規定ですね。

だから、国からの指示で身元引受人の義務っていうか、そこがどこまでっていう

ふうに明確に書いてあると思うんですけれども、そこはいかがですか。

というのが、これは考え方によって、家賃とかも全部、身元引受人という言葉は変わったんだけど払わんといけないという解釈もあると思うんですけれども、だから、そこを明確にしていच्छゃらないと、今後本当に滞納とか起こったときに、市として、その身元引受人に対して、請求できるかどうかということが非常に微妙になってきますんで、そこはもうあらかじめしっかり市として、身元引受人の義務はどこまでであるというのを、国からの指針とかで確認しておいていただいた上で、じゃあこういうのはどうしようというのをやらないと、そこが曖昧のままにですね、何とか少しでも、そういうときには、家賃とか一生懸命、何とか徴収するように頑張りますとか言われても、そののまず定義ですね。そこを明確にして、ここまではあるんだと、で、根拠は法律のここなんだとか、そういうのをしっかりされたほうが、今後、混乱が起きないで済むと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員、先ほど債務は発生しないって言われたんですけど、その根拠となる条項が要るということですかね。

○委員（藤井敏通君） 本当に債務が発生しないのかと。その身元引受人——例えば、よくありますのが身元引受人って、就職したときなんか、身元引受人ということで保証しますよね。で、法律的には多分身元引受人っていう方は、その人がもし何らかの形で、会社に損害を与えたとか、そういうときには、その人に代わって支払う義務があると思う。これが法律だと思ってます。

したがって、今回の場合も、何らかのやっぱり義務が発生すると思うんですよ。だから、そこは連帯保証ってのはもう明らかに、もう本人にかかわらず、連帯保証人に対して払えっていうこともできる、こういうすごい権利なんですよ。

したがって、債務が発生しないとおっしゃったのは、もう1回確認していただいたほうがいいんじゃないかという意味です。

○委員長（杉山武志君） 執行部のほうは、先ほど債務発生しないと言われたんですが、その根拠となるものがあれば御説明いただけますでしょうか。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、美祢市営住宅条例施行規則というのがあります。その第5条に、身元引受人についての責務といったところがございます。

読み上げますと、入居世帯が死亡、行方不明等の事故があるときは、入居世帯に

代わり、市営住宅に関する手続の一切を代行すること。入居世帯が入院その他やむを得ない理由により、15日間以上、市営住宅を利用しないときは、入居世帯に代わり届け出るとともに、入居世帯との連絡調整を行うことということで、施行規則に、身元引受人の責務というところがうたってありますので、これに該当するところが身元引受人の責務であると考えているところであります。

いずれにいたしましても、住宅に困窮する低額所得者の住宅提供という公営住宅の目的を踏まえて、住宅セーフティネットの中核を担う市営住宅において、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないような適切な対応と考えておるところであります。

債務が生じないように、市といたしましても、臨戸訪問等に積極的に行うとともに、現在は給与等を差し押さえるものがありましたら、法的措置を取るなど試みております。なるべく連帯保証人が今お願いするのが難しい状況にある中で、やはり、これが連帯保証人を見つけなければ入居できないといったことを、国も避けるべきであるというところから、こういう提案をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今おっしゃった、何っておっしゃいましたっけ、執行規則…

○委員長（杉山武志君） 施行規則。

○委員（藤井敏通君） 施行規則ですね。分かりました。じゃあそういうふうに明確な根拠をもって与えられると。だから、もし先ほど私が懸念したような事態が起きても、身元引受け人の方は、特に債務についての義務っていうか、支払い義務はありませんということではっきりしたと思いますんで、もうそれを根拠に、今後はもうあくまでも身元引受け人の方は死亡されたりということでの手続と、入院とか何とかの連絡と、もうこれだけですからと、そういうことで、明確にやっていただければいいと思います。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第90号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは、議案第82号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,166万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,249万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。

議案の12ページ、13ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金及び4款保健事業費においては、それぞれ財源更正を行うものでございます。

続きまして、6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目保険給付費等交付金償還金において158万7,000円を追加するものでございます。

これは、保健給付費等交付金において、令和3年度分の実績を基に精算を行った結果、超過交付となったため返還するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

7款予備費において5,008万1,000円を追加するものでございます。

これは、御説明をいたしました歳出に対し、次に御説明をいたします歳入により、特定財源の充当財源更正を行った結果、差額を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

ページは戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金において387万8,000円を追加するものでございます。

これは、特別交付金において、今年度の交付額通知を受けたことにより補正を行

うものでございます。

内訳としましては、保険者努力支援分において129万4,000円、特別調整交付金分市町村分において258万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金において30万2,000円を減額するものでございます。

内訳としましては、財政安定化支援事業繰入金において、今年度の普通交付税の額確定により56万8,000円を減額、その他一般会計繰入金においては、県より、今年度の繰入額、繰入額の通知により22万7,000円を減額、未就学児均等割保険税繰入金において、今年度の軽減額により49万3,000円を追加するものでございます。

同じく、2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金において9,453万6,000円を減額するものでございます。

これは、前年度繰入金を一般財源として充当することにより減額するものでございます。

次に、6款繰越金において、前年度繰越金として1億4,252万7,000円を追加するものでございます。

これは、さきの9月議会定例会におきまして、認定をいただきました令和3年度決算額の確定に伴い、補正を行うものでございます。

最後に、ページをめくっていただき、10ページになります。

8款国庫支出金・1項国庫補助金・1目社会保障税番号制度システム整備費補助金において10万1,000円を追加するものでございます。

これは、マイナンバーカードに関して、保険証利用等、周知用リーフレットの作成経費に対し、国庫支出金の交付が確定し、追加するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） まず、2点お尋ねいたします。

9ページの未就学児は何人でしょうか。この中で49万3,000円は減免の総額なのでしょうか。3点ありますね、すみません。

これの今の2点ともう1点は、12ページなんですけれど、疾病予防費とありますけれど、これ、財源更正になって1,000万——この疾病予防費とはどんな事業なの

か、お尋ねします。

今の3点をお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

1点目の未就学児の均等割保険税繰入金の対象となる未就学児が何人かという御質問だったと思いますが、今こちらのほうに計上しておる金額は、10月31日時点、これが基準日になるわけですが、この時点の減免の総額になります。

人数としましては、子どもさんの人数が51人、世帯としては、36世帯が対象となっております。

それから、2点目の御質問で、疾病予防費、歳出の今回財源更正をしております疾病予防費についての事業がどのようなものかという御質問であったかと思っておりますが、この疾病予防費につきましては、脳ドックやがん検診などの経費に対して支出しておるものです。

具体的には、実施をさせていただいている医療機関のほうへお支払いをする健診の委託料というものが主なものになっております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） さっきの説明の中で、11ページで社会保障番号制度で、これは——ちょっとそこの説明で、何か医療費の——ちょっと、これについてももう1回ちょっとお願いします。

○委員長（杉山武志君） 11ページのマイナンバーのところですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） （聞き取り不可）があるんですけど、この財源更正で、同じ金額が10万1,000円でしたかね、ありましたけど、それとの関連性があるんでしょうか。先ほどは、疾病予防費って聞いたんですけど、何かちょっと、もう一度お願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 今19ページ、11ページに10万1,000円とあって、12ページ、13ページに、同額の10万1,000円というふうな欄があるので、混同されておるようですが、説明をお願いできますか。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目11ページの歳入のところ、社会保障税番号制度システム整備費補

助金というところの10万1,000というところの御説明をまずさせていただこうと思います。

こちらのほうは、マイナンバーカードに関して、保険証利用が今後進んでいくというところがありまして、このような状況である周知リーフレットというものを印刷をして、被保険者の方に見ていただく、周知をするというために印刷をしたものに対して、国のほうが補助金をつけてくれたという状況で、歳入として上げておるものでございます。

こちらのほうの歳入を財源として、歳出ですが、12ページになりますけれども、こちらの保健衛生普及費のほうの財源として、この今回の10万1,000円というものを特定財源として上げております。

で、従来、県支出金として、県の繰入金を財源としておりましたけれども、こちらのほうは、疾病予防費のほうに充てることが可能でありましたので、こちらのほうに財源を更正をしましたので、少し分かりにくいところになっておりますが、そのような形で、今回財源更正として上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですね。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第82号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

では、次に、議案第83号令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○委員長（杉山武志君） 杵野市民課長。

○市民課長（杵野純枝君） それでは、議案第83号令和4年度美祢市後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億4,171万円とするものでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入について、4款繰越金・1項繰越金・1目繰越金において、前年度繰越金として92万1,000円を追加するものでございます。

これは、さきの9月議会定例会において認定をいただきました令和3年度決算額の確定に伴い、前年度繰越金を追加するものでございます。

次のページ、10ページを御覧ください。

歳出について、4款予備費において、歳入と同額の92万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第83号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田正義君） 議案第96号は、美祢市地域活動支援センターの指定管理者の指定についてであります。

現在、伊佐町野崎にあります美祢市地域活動支援センターひのでの指定管理者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定しておりますが、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となりますので、令和5年4月1日から令和10年3月31

日までの5年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

このたびの指定管理者の指定については、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、及び美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて行われており、9月30日に開催された第1回美祢市指定管理者候補者選定審査会において、指定管理者の申請要項及び選定基準の策定に関する事項等について審議され、候補者の選定方法については、非公募とすることについて決定されました。

その後に、10月24日の第2回美祢市指定管理者候補者選定審査会において、申請者によるプレゼンテーション及び提出書類に対する審査を踏まえ、令和5年4月1日からの5年間における再指定について承認されたものでございます。

10ページ以降に、施設や団体の概要、選定結果等についてお示しをしておりますが、前回の指定時と比較して、大きな変更となっております4ページ、5の事業計画の概要のうち、(2)支出計画について御説明させていただきます。

今年度の指定管理料は838万円でございます。令和5年度分では、1,066万5,000円となっております、約228万円程度増額となっております。

一番大きな要因は、人件費の増加であり、具体的には、増加前は施設基準どおり責任者の常勤職員1名と臨時職員2名の勤務体制を取っておりましたが、特別な配慮が必要となる方の長期継続利用に伴い、加配要員として臨時職員1名を増員することになったためでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(杉山武志君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員(三好睦子君) 4ページなんですけど、今説明がありましたけど、事業計画の概要の中で、指定管理期間の利用者目標っていうのがあって、皆100%になってますけど、今現在も100%なんですか。

コロナで仕事がないとか、いろいろな仕事がいただけてるか、いただけてるっておかしいですね、仕事があるかないかということもお尋ねします。

○委員長(杉山武志君) 池田福祉課長。

○福祉課長(池田正義君) 三好委員の御質問にお答えします。

今利用率が100%となっておりますが、これは定員が10名に対して10名の登録があるということでございます。

実際の利用者に関しましては、やはりコロナの影響を受けておまして、利用のほうを差し控えていらっしゃる方もいらっしゃるということで、実績で申し上げますと、令和3年度が1,260名程度、その前の令和2年度が1,500名程度でしたので、200数十名減少しております。仕事自体は、やはりこれもコロナの影響で減っているところではありますが、全く仕事がないというわけではございません。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第96号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） それでは、議案第97号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

資料につきましては、2ページから6ページに指定管理者となる団体の概要及び、指定管理者候補者の選定経緯としてお示ししております。

美祢市農産物加工施設は、現在、山口県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、大嶺町にあります通称虹工房と、美東町にあります通称みとう味の館の2つの施設でございます。いずれも山村振興等農林漁業特別対策事業により整備され、虹工房につきましては、平成12年4月、みとう味の館は、平成8年4月に

それぞれ供用開始した施設でございます。

施設の目的といたしまして、農産物の生産振興と特産品の開発を含め、地域農業の活性化並びに地域福祉の増進に寄与するために設置されております。

両施設とも計画段階から、当時の山口美祢農業協同組合と検討を行ってきた経緯があったことから、供用開始当初から、山口美祢農業協同組合に、管理運営に携わっていただいております。

そののち、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当農業協同組合を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、安心・安全な農産物の加工品の開発、販売を行い、生産者の所得向上を図り、地域の農業振興を図るため、生産、流通販売のノウハウがあり、安定的かつ効果的な運営が期待できることから、美祢市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により資料5ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、山口県農業協同組合を指定管理者候補として選定したところでございます。

なお、指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年としております。

この期間の設定につきましては、施設の管理運営にあたり、施設の譲渡を含めた管理運営方法を、管理運営方法と今後の方向性について検討する必要があるため、3年としております。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回、この2つの加工場を従来と同じように、JAのほうで指定管理するということですね。

1年ぐらい前ですか、JAのほうといろいろ話をすることがあったんですけども、JAとしてはもうできる限り、加工場はもう手放したいというふうな話もされてました。

今回、この改定時期に当たって、一応従来どおり、ただし3年間でということなんですけれども、その辺はもう、JAのほうも引き続き、もう3年はこの加工場を指

定管理で使わせていただきたいと、こういう意思表示をされて、当然こういうふうな今回の提案になったと思いますけれども、その辺はいかがですか。

JAとして、必ずしも積極的になっていく感じがしないんですけれども、やるからには、きちんとやっていただかないといけないんですけれども、その辺の今回、指定管理をこういうふうに進められた過程において、どのような話があったのかなと思ひまして、質問させていただきました。

○委員長（杉山武志君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、施設につきましては、譲渡の方向性で農協と協議を進めてまいっております。

しかしながら、まず平成31年3月に、県農協一本化されたこと、その後、運営体制が大きく変わったこと、それから2年、3年におきましては、今年度でもございますが、コロナ禍で、大きく経営の状況が悪かったこと等から、最終的な譲渡の協議が整っていない状況でございます。

しかしながら、市としましては、農協に譲渡の方向で話、協議を進めておくことから、引き続き、譲渡の方向性を持って協議を進めてまいりたいと思ひます。

なお、収支につきましては、いずれの加工施設も、餅、菓子、弁当等が大きな収入の柱でございまして、過去2年間、餅まき等がなかったことから大きく収入が落ち込んでおりますが、今後は、主力であります餅、弁当、大福等の主力商品でしっかり収益を確保するとともに、多品種も加工しておりますので、収益が悪いものにつきましては集約して、生産性が高いものに集中的に労力を注ぐと、それから、県一農協になったことから、他の農協の直売施設との連携、あるいは、農協のネット通販等々で、収益の確保を図っていききたいということでございます。

それから、もう一方、弁当の配送のほうもされておりますことから、農林課だけでの思いでなかなか進められないところがございますし、農協のほうも雇用されておりますので、この3年間でしっかり、来年以降の3年間でしっかり、その辺の調整を整えて、譲渡の方向性で話が進められるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明聞きましてちょっと思ったんですけれど、美祢市の

農産物を加工しておるといふことで、ふるさと納税の返礼金の品にされているものがあるのでしょうか。それは全くありませんか。

○委員長（杉山武志君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の扱い商品があるかないかという御質問につきましては、ちょっとその確認はできておりませんが、この加工施設を使いましたふるさと宅配便といふことで、生改連等が中心とされております商品のラインナップの中に、それぞれの加工施設でできた餅、あるいは味噌等が入ってお届けをしておるといふ状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第97号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号美祢市直売所みとうの指定管理の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） それでは、議案第98号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について御説明いたします。

資料につきましては、2ページから6ページに指定管理者となる団体の概要並びに指定管理者候補者の選定経緯としてお示ししております。

直売所みとうは、現在、山口県農業協同組合を指定管理者として指定しておりますが、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、農林産物等、市の特産品の販売、宣伝を通じ、地域産業の振興と市

の活性化を図るため、新農山村地域定住対策事業により整備し、平成5年11月に供用を開始した施設でございます。

この施設におきましても、計画段階から、山口県美祢農業協同組合と検討を行ってきた経緯がございまして、供用開始当初から平成9年度の間は、山口美祢農業協同組合が中心的な役割を担ってございました美東町産業振興会が管理運営を行ってまいりました。

平成10年度から平成18年度までは、山口美祢農業協同組合に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当農業協同組合に指定管理者として指定し現在に至っているところでございます。

以上のことから、当施設の設置目的を達成するため、流通、販売のノウハウがあり、安定的、効果的な運営が期待できることから、美祢市の公施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を運用いたしまして、非公募の選定方法により、資料5ページの選定審査会の選定結果を踏まえ、山口県農業協同組合を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定管理の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日の3年間としております。

この期間の設定につきましては、施設の管理運営にあたり、施設の譲渡を含めた管理運営方法と今後の方向性について検討する必要があるため3年間としております。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ここで質問というよりも、今までの指定管理のところでも共通なんですけど、5ページですか、一番最後の収支計画っていうのが載ってますね、収入、支出と。ここで言うところの収入っていうのは、管理料だけですか。それとも、実際に、美東の直売所では、手数料15%取ってますけれども、そういうふうな収入もここに入ってるって考えてよろしいんですか。そうなってくると、ここの支出っていうのは一体何かっていうことなんですけども。

たまたまちょっと、ここで質問させていただきますけど、ほかのところでもそう

なんですけれども、もっと言えば、指定管理料が一体幾らなんかっていうのが分からないんですよ。それはもう前から質問してるんですけども、それは手引きというか、指針のほうでという話だったんですけども、この収入及び支出、その中に、指定管理料というのがどのぐらいなのかとお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず収入につきましては、この直売所みとうにつきましては、当然物品の売上げが入っております。

それから、支出につきましては、人件費、事業費、施設の管理費等がございます。その差額分が収益となりますので、農協からのこのたびの申請につきましては、令和5年から令和7年、3か年でございますが、5ページの収入と支出の差額分が収支となりまして、この施設につきましては、指定管理料をいただいてない施設となりますので、債務負担等も発生してない施設となります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、最後言われましたけれども、じゃあ、指定管理料は特に支払われてない。要するに自分のところの収入というか、そういうので賄われてると、こういうことですね。要は指定管理料としては、市からは支払ってませんということですね。

○委員長（杉山武志君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの御質問の補足でございますが、ここ3年間での収益につきましては310万3,000円の収益を見込んでおられます。これにつきましては、以前は、それなりの収益があった年もございますが、この2年間、コロナ禍で収益が大きく落ち込んでおることから、見通しがなかなか立てにくいということで、抑えめの金額になっておりますが、十分、黒字化になろうかと思いますし、黒字になった部分といいますのは、農協の儲けだけではなく、ひいては、市内の農産物が売れる、加工品が売れるということで、農家のほうに利益が当然発生するということから、好ましいことだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第98号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） それでは、議案第99号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。

2ページから4ページに、指定管理者となる団体の概要並びに指定管理者候補の選定経緯として、資料を示しております。

現在、美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理につきましては、桂岩ふれあいセンター管理組合を指定管理者として指定しておりますが、令和5年3月31をもって指定期間が満了となります。

この施設は、平成3年3月に、美東町立桂岩小学校と大田小学校が統合されたことにより、桂岩小学校が廃校となったことにより地域住民の生活、生涯学習の拠点として利用し、青少年の健全育成並びに都市住民との交流を促進して、産業の振興、教育文化の振興を図り、もって地域の活性化を図ることを目的といたしまして、平成7年4月に、桂岩ふれあいセンターとして供用開始した施設でございます。

施設の管理運営は、平成7年度から平成10年度までは、旧美東町が直接管理運営を行っておりましたが、平成11年度から、地域住民により立ち上げられました桂岩ふれあいセンター管理組合に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理者制度が開始され、当管理組合を指定管理者として指定し、現在に至っております。

以上のことから、当該施設の管理を目的に設置された団体であること、また、供

用開始当初から培われた管理運営のノウハウがあることから、美祢市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、選定審査会の選定結果を踏まえ、桂岩ふれあいセンター管理組合を指定管理者候補として選定したところでございます。

なお、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第99号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号市道路線の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第104号市道路線の廃止について御説明いたします。路線位置図を御覧ください。

これは、主要県道美祢油谷線の改良に伴い、市道の全部が県道と重複することから、市道大嶺停車場線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第104号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号市道路線の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第105号市道路線の認定について御説明いたします。

路線位置図につきましては次のページを御覧ください。

これは、県道の改良に伴い、県道から市に移管される一部区間の4路線でございます。これは、主要県道美祢油谷線の改良に伴うもので、相行麦川線、相行麦川支線及び稗田支線の3路線と、主要県道山陽豊田線の改良に伴うもので、保々線の1路線、計4路線でございます。

御説明いたしました4路線について市道認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第100号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号市道路線の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第106号市道路線の変更について御説明いたします。

路線位置図につきましては図面のほうを御覧ください。

それでは、主要県道美祢油谷線の改良に伴い、県道から市に移管される一部区間について、市道下田代線の終点を変更したいので、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第106号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号二級河川の指定の変更に係る意見についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第107号二級河川の指定の変更に係る意見についての御説明をいたします。

これは、河川法第5条6項により、県が指定しております二級河川について、指定の変更や廃止があった場合、指定の手續に準じて行わなければならないとされております。

このたび、山口県知事より、二級河川の区間の変更について意見照会がございました。今回、区間の変更があった河川は、美祢市秋芳町別府地区の二級河川、白水川でございます。

これは、県営補助整備事業によって、河川上流端において、河川の付替工事が行われましたが、そのとき、指定区間の変更が行われないままで現在に至っているところでございます。

今回、議案書の下記の表にありますように、河川の上流端の起点の左岸側、美祢市秋芳町大字別府字大沢3745番地先から同じく字大沢の3751番地先に変更し、そして右岸側を、美祢市秋芳町大字別府字中所3764番地先から字水頭3775番地先に変更するものでありまして、河川法第5条第5項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 実質的な質問ではないんですけど、今まで、市道の場合には、変更とか廃止についてでしたよね。ところが今回の場合は、変更に係る意見についてということで見てみますと、県知事のほうから意見を求められたんで、異議のない旨を述べることってなってますね。

ということは、今回、この河川、これ二級河川ですけれども、市道のように、例えば、市が管理せんといかんから変更するとかいうのではなくて、二級河川だったら多分県ですよ、管理が。

ということは、こう言うてはなんですけど、市にとっては、何にも、市道の場合は、例えばその市道を受けることで、補助金とかがついてくるという話も聞いたんですけども、今回のこの河川について、意見を聞かれたから問題ないよって言いますよということで、これはそういうふうに、法律上とか手続上、変更するときには、意見を聞けというふうなことになってこうなったと思うんですけども、実質的に、この河川の場合は、市道と違って、まず、1つ目の質問は、別にこれをやるから、道路みたいに、市のほうで面倒見るとかいうことではないですねということと、もう1つは、じゃあ引き続き、この河川の管理とかは、あくまでも県ですよということとでよろしいんですね。

ちょっとその辺、2点ちょっと確認させていただきます。

○委員長（杉山武志君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

1点目ですが、この区間については、県が維持管理することとなります。

2番目ですが、これも引き続き県のほうで全てを管理されるということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第107号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました11件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時39分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月9日

教育民生委員長